

第1章

民法その他の知識

本章では、権利関係の学習の中心となる民法が、どのような法律なのかを学習する。民法の出題頻度はそれほど高くない。しかし、これから経営法務を学習していくうえで欠かせない基礎的知識や大原則の説明もあるので、飛ばさないこと。特に、初めて法律を学習する人は、しっかりと学習して欲しい。

1 法律の分類

経営法務を学んでいく前に、まずは法律がどのように分類されているのかを押さえておくことで後々理解がしやすくなる。法律にはいくつかの分類方法があり、何がどの分類に該当するかを考えながら勉強を進めていくとよい。

1 公法と私法



公法と私法

国が関係する場合は公法、関係しない場合は私法。

公法	「国家」と「私人」の法律関係を規律する法や、「国家の規律」を定める法を意味する用語として用いられる。つまり、なんらかの国家介入のある領域のことを規定する法を指すといえる。 例) 憲法、行政法、刑法、訴訟法
私法	「私人」と「私人」の法律関係を規律する法を意味する用語として用いられる。つまり、国家に介入されない自由な一般社会において、個人相互間で結ばれるような私的な関係について規定されている法を指すといえる。 例) 民法、商法、会社法

2 一般法と特別法



一般法と特別法

両者の区別は相対的で、法律ごとに一般法か特別法が決まっているわけではない。

一般法	人・場所・事柄について、効力を一般的に適用される法律。たとえば、契約の分野全体では、民法が一般法とされている。 例) 民法（一般法）⇔ 商法（特別法） 商法（一般法）⇔ 国際海上物品運送法（特別法）
特別法	特定の人・場所・事柄に限って、適用される法律。特別法は一般法に優先し、一般法は特別法に規定のないものについて補充的に適用される。